

観 観 振 1 6 3 号
平成 2 7 年 2 月 2 6 日

<各地方運輸局企画観光部長
沖縄総合事務局運輸部長> 殿

観光庁観光地域振興部観光地域振興課長

観光地域づくりマネージャーの要件について

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針（平成 2 4 年 1 月 2 7 日農林水産省・国土交通省告示第 2 号）では、地域において観光地域づくりプラットフォームを設立・運営するに当たって、複数の観光地域づくりマネージャーを構成員とすることとしており、その要件に関する運用については下記の通りであるので、貴局管内の関係地方公共団体等に対し周知されたい。

記

1. 複数の観光地域づくりマネージャーのうち少なくとも一名は民間の人材であること

以上